

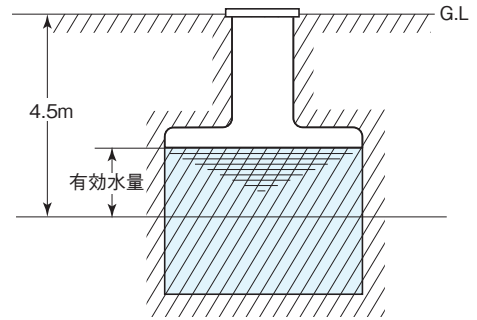
# 消防用水技術基準 (抜粋)

## ■消防用水に関する基準 (令第27条)

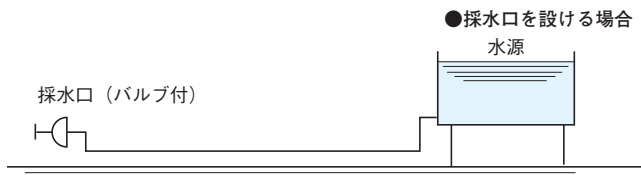
消防用水の設備及び維持に関する技術上の基準は、次のとおりとする。

1. 消防用水は、その有効水量（地盤面に設けられている消防用水にあっては、その設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部分の水量をいう。以下この条において同じ。）  
当該消防用水が流水を利用するものであるときは、 $0.8\text{m}^3$ 毎分の流量を $20\text{m}^3$ の水量に換算するものとする。
2. 消防用水は、建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下となるように設けるとともに、一つの消防用水の有効水量は、 $20\text{m}^3$ 未満（流水の場合は、 $0.8\text{m}^3$ 毎分未満）のものであってはならないものとする。
3. 消防用水の吸管を投入する部分の水深は、当該消防用水について、所要水量のすべてを有効に吸い上げることができる深さであるものとする。
4. 消防用水は、消防ポンプ自動車<sup>1</sup>が2m以内に接近することができるように設けること。
5. 防火水槽には、適当の大きさの吸管投入孔を設けること。

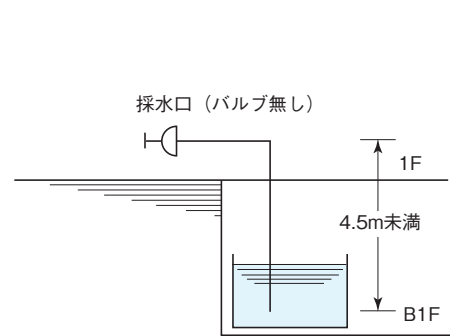
有効水量〔令第27条3項1号〕



a (地上式の水源)

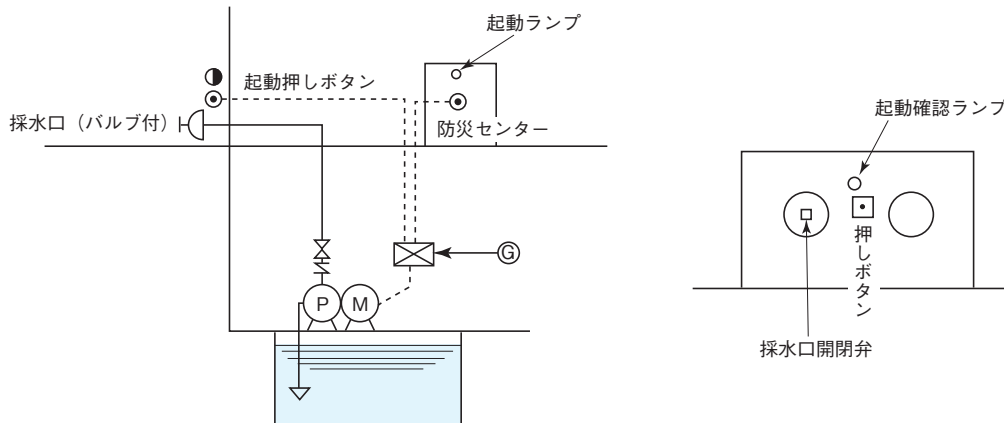


b (採水口より下の水源)

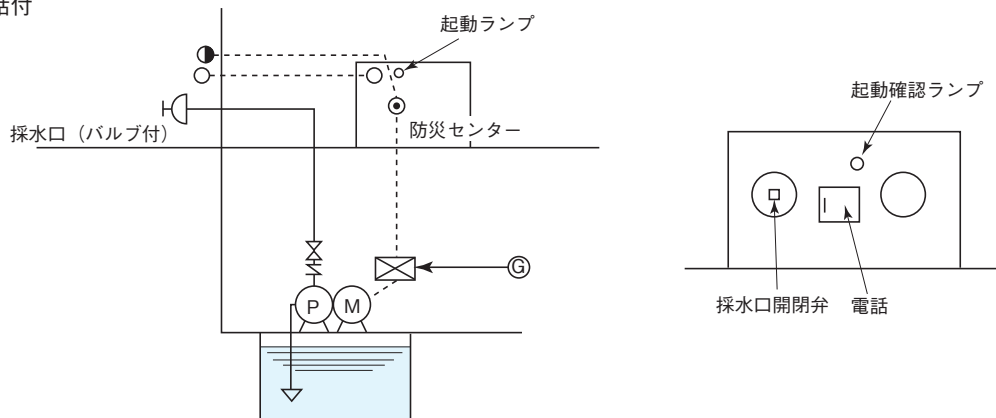


c (加圧送水装置を設ける場合)

C-1



C-2非常電話付



- 巻頭
- 易操作性  
1号消火栓
- 1号消火栓
- 広範囲型  
2号消火栓
- 補助取水栓・  
2号消火栓・  
天井設置型
- 屋内消火栓  
設置基準
- 屋外消火栓  
設置基準
- 取水口・排水口・  
排水口
- 給排水管・  
排水管・  
コンセント
- 連結給水管  
技術基準  
(抜粋)
- 消火栓弁
- ノズル・  
結合金具
- ホース・  
ホース架
- アイ  
ユニット
- 送水口・  
採水口
- スラング  
ヘッド
- 放水装置  
スラング  
巻出設備
- 泡消火  
設備
- 兼用手  
テスト金具
- パッケージ型  
消火設備
- 消火器・  
消火器接続
- 移動式  
消火設備
- ケーシング  
取水器具・  
スベアパーツ
- 消火栓・  
給水栓
- 放水銃  
他
- 文化財向・  
防犯用  
放水銃
- 技術資料  
目次
- 品名型番  
索引